資料A 2

医療計画の見直しに関する都道府県 説明会資料(1)

二次医療圏、PDCAサイクル

平成24年3月 厚生労働省 医政局指導課

目 次

1.	二次医療圏について ₁
(1)	医療圏について2
(2)	患者調査を用いた二次医療圏の分析について・・・・・・・3
(3)	二次医療圏の見直しに向けた検証の手順について6
(4)	各都道府県の二次医療圏の現状について7
(5)	都道府県別、二次医療圏の人口、流入出の現状9
2.	PDCAサイクルについて22
(1)	疾病又は事業ごとの医療体制構築の具体的な手順について・・・23
(2)	課題の抽出一数値目標一施策、進捗評価について・・・・・・25
3	統計法33条にもとづく調査票情報の申請について・・・・・27

1. 二次医療圏について

Point

- 二次医療圏設定の考え方
- ・二次医療圏の見直しに向けた検証手順
- ・二次医療圏とは、「一体の区域として、入院医療を提供することが相当である単位(三次医療圏で提供すべき医療を除く。)」。
- ・二次医療圏毎に病床数を規定しているのは、療養病床及び一般病床(精神病床は都道府県の区域ごとに算定される。)。
- 二次医療圏の設定、見直しにあたって、人口規模、患者の受療動向を参考とする。 人口規模として20万人未満
- 患者受療動向の把握として、療養病床及び一般病床の流入患者割合20%未満かつ流出患者割合20%以上(流出型)
- ・人口20万人未満かつ流出型を呈する医療圏(離島、被災3県を除く)においては、 面積、基幹病院までのアクセスなども考慮し、主な流出先の医療圏との一体化な ど、二次医療圏の見直しを検討。
- ・疾病・事業ごとの医療圏の設定の考え方については、資料(2)で説明。

提供資料

- ・平成20年患者調査 特別集計結果(療養及び一般病床の流入患者割合、流出患者割合)
- ・患者調査の調査票情報を用いた分析結果を各都道府県の医療計画に記載する場合には、原則として統計法33条に基づく調査票情報の申請を行い、その調査票情報について各都道府県において集計した結果を記載すること。
- また、医政局指導課による特別集計の結果をそのまま医療計画に記載する場合には、医政局指導課による特別集計結果であることを明記すること。
- ※調査票情報を用いた分析方法については後述

(1)医療圏について

医療圏について

概要

〇都道府県は、医療計画の中で、<u>病院の病床及び診療所の病床の整備を図るべき</u> 地域的単位として区分する医療圏を定めることとされている。

三次医療圏

52医療圏(平成22年4月1日現在)

※都道府県ごとに1つ 北海道のみ6医療圏

【医療圏設定の考え方】

都道府県の区域を単位として設定

ただし、都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、複数の区域又は都道府県をまたがる区域を設定することができる。

特殊な医療を提供

二次医療圏

349医療圏(平成23年4月1日現在)

【医療圏設定の考え方】

一体の区域として病院等における入院に係る医療 を提供することが相当である単位として設定。その 際、以下の社会的条件を考慮する。

- ・地理的条件等の自然的条件
- •日常生活の需要の充足状況
- ·交通事情 等



一般の入院に係る医療を提供

特殊な医療とは・・・

(例)

- ① 臓器移植等の先進的技術を必要とする医療
- ② 高圧酸素療法等特殊な医療機器の使用を必要とする医療
- ③ 先天性胆道閉鎖症等発生頻度が低い疾病に関する医療
- ④ 広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特に専門性の高い救急医療 等

2

(2)患者調査を用いた二次医療圏の分析ついて

患者調査を用いた二次医療圏の分析について

二次医療圏の現状について、患者の流入出割合、人口規模、 面積規模に関して分析を行った。

患者調査の利用

各二次医療圏内で整備すべき病床は一般病床・療養病床であることから、「二次医療圏別、<u>病院の療養病床及び</u> 一般病床の推計入院患者の圏内への流入患者割合、圏外への流出患者割合」について、特別集計を行い分析した。

※精神病床、結核病床、感染症病床は都道府県単位で整備するため、分析から除外した。

推計流入患者割合 (当該地域内の医療施設で受療した推計患者数のうち、当該地域外に居住する患者の割合)

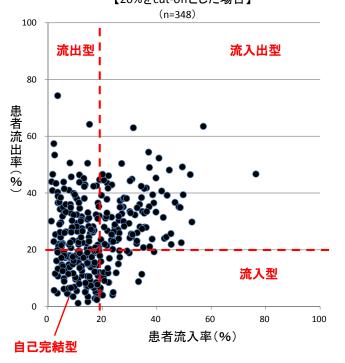
推計流入患者割合 = 当該地域内の医療施設で受療した当該地域外に居住する推定患者数 (流入率) 当該地域内の医療施設で受療した推計患者数(住所不詳を除く) × 100

推計流出患者割合 (当該地域内に居住する推計患者数のうち、当該地域外の医療施設で受療した患者の割合)

推計流出患者割合 <u>当該地域外の医療施設で受療した当該地域内に居住する推定患者数</u> × 100 (流出率) 当該地域内の居住する推計患者数

二次医療圏の流入・流出割合

二次医療圏別、<u>病院の療養病床及び一般病床</u>の推計入院患 者の圏内への流入患者割合、圏外への流出患者割合 【20%をcut-offとした場合】



出典: 平成20年患者調査(医政局指導課による特別集計)

110医療圏(離島9を除く) 患者流出率 98医療圏 平均人口 17.6万人 平均人口 51.5万人 平均面積 1290km² 平均面積 424km² 平均人口密度 306人/km² 平均人口密度 2922人/km² % 流入出型 流出型 20% 108医療圏(離島3を除く) 20医療圏 平均人口 42.8万人 平均人口 52.3万人 平均面積 1566km² 平均面積 950km² 平均人口密度 466人/km2 平均人口密度 1120人/km² 自己完結型 流入型

患者流入率(%)

二次医療圈流入・流出群別 平均人口、平均面積 ■人口(千人) ■面積(km²) 1600 500 1400 400 1200 1000 300 800 200 600 400 100 200 0 流入率>20% 流入率<20% 流入率>20% 流入率<20% (千人) (km²) 流出率>20% 流出率<20% 流出率<20% 流出率>20% 流出型 流入出型 自己完結型

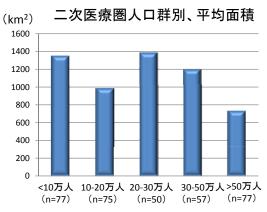
(n=108)

(n=20)

人口別、二次医療圏の特徴

二次医療圏人口別割合 (離島12医療圏を除く)

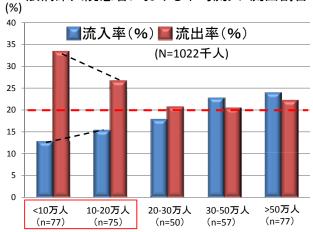




二次医療圏人口群別、病院の療養病床及び 般病床入院患者における平均流入・流出割合

(n=98)

(n=110)



人口20万人以下では、流入率<<流出率 の傾向が顕著

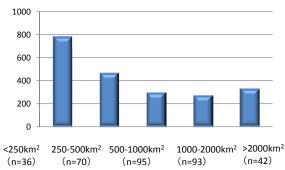
> 出典:平成20年患者調査 (医政局指導課による特別集計)

面積別、二次医療圏の特徴

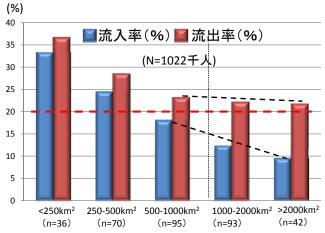
二次医療圏面積別割合 (離島12医療圏を除く)



二次医療圏面積群別、平均人口



二次医療圏面積群別、病院の療養病床及び一般 病床入院患者における平均流入・流出割合



面積の狭い医療圏は、人口が多く(人口密度が高く)、流入出率とも高い傾向にある。 面積>1000km²の医療圏は、流出率は変わらないが、流入率が低下していく傾向がみられる。

> 出典: 平成20年患者調査 (医政局指導課による特別集計)

(3)二次医療圏の見直しに向けた検証の手順について

二次医療圏の見直しに向けた検証の手順

現行二次医療圏の人口規模を確認

人口20万人未満の2次医療圏

人口20万人以上の2次医療圏

病院の療養病床及び一般病床の推計入院患者の受療状況(流入患者割合、流出患者割合を確認)

流出型 (流入率<<流出率) 流入率20%未満、流出率20%以上

流出型以外

面積、基幹病院までのアクセスなども考慮し、 主な流出先の医療圏との一体化など、二次医 療圏の見直しを検討

※二次医療圏の設定を変更しない場合には、 その考え方を明記するとともに、医療の需給状 況の改善に向けた検討を行うこと

二次医療圏 の検証

(4)各都道府県の二次医療圏の現状について

各都道府県の人口20万人未満の二次医療圏の現状

二次医療圏数 (カッコ内は島部)						カッコ内は鳥部)					療圏数 可は島部)	人口20万人未満の	
都道府県	\$63年	H22年	スロ20万人未満の 二次医療圏数 (島部を除く)	人口20万人未満 かつ患者流入率20%未満 かつ患者流出率20%以上	都道府県	S63年	H22年	スロ20万人未満の 二次医療圏数 (島部を除く)	人口20万人未満 かつ患者流入率20%未満 かつ患者流出率20%以上				
北 海 道	21	21 (0)	12	10	滋賀県	7	7 (0)	4	2				
青 森 県	6	6 (0)	3	3	京 都 府	6	6 (0)	3	2				
岩 手 県	9	9 (0)	<7>	<5>	大 阪 府	4	8 (0)	0	0				
宮城県	5	7 (0)	<4>	<4>	兵 庫 県	10	10 (0)	3	1				
秋 田 県	8	8 (0)	7	3	奈 良 県	3	5 (0)	1	1				
山 形 県	4	4 (0)	1	0	和 歌 山 県	6	7 (0)	6	4				
福島県	7	7 (0)	<3>	<3>	鳥 取 県	3	3 (0)	1	0				
茨 城 県	6	9 (0)	0	0	島根県	6	7 (1)	5	4				
栃木県	5	5 (0)	0	0	岡山県	5	5 (0)	3	2				
群馬県	10	10 (0)	6	0	広島県	10	7 (0)	2	1				
埼 玉 県	9	10 (0)	1	1	山口県	9	8 (0)	4	2				
千 葉 県	12	9 (0)	1	0	徳島県	3	6 (0)	5	3				
東京都	13	13 (1)	0	0	香 川 県	5	5 (1)	2	1				
神奈川県	8	11 (0)	0	0	愛 媛 県	6	6 (0)	4	2				
新 潟 県	13	7 (1)	0	0	高知県	4	4 (0)	3	2				
富山県	4	4 (0)	2	0	福岡県	10	13 (0)	7	4				
石 川 県	4	4 (0)	2	2	佐 賀 県	3	5 (0)	4	1				
福井県	4	4 (0)	3	2	長 崎 県	9	9 (4)	2	2				
山 梨 県	8	4 (0)	3	1	熊本県	10	11 (0)	10	4				
長 野 県	10	10 (0)	5	4	大 分 県	10	6 (0)	4	3				
岐 阜 県	5	5 (0)	1	0	宮崎県	6	7 (0)	6	3				
静岡県	10	8 (0)	2	0	鹿児島県	12	9 (2)	5	4				
愛 知 県	8	11 (0)	2	0	沖 縄 県	5	5 (2)	11	1				
三 重 県	4	4 (0)	1	0	計	345	349 (12)	151 <14>	87 <12>				

(カッコ内は被災3県における二次医療圏数)

※二次医療圏数は平成22年4月現在

出典:平成20年患者調査 (医政局指導課による特別集計:二次医療圏別、病院の療養病床及び一般病床の推計入院患者の圏内への流入患者割合、圏外への流出患者割合)

(参考)各都道府県の二次医療圏の現状

配布CD-R(患者受療動向:患者調查)

平成20年患者調査 病院入院(奇数)票を用いた特別集計

- ●表1: 流入患者割合、流出患者割合
- ・病院の推計入院患者の流入患者割合・流出患者割合(参考データ)
- ・病院の療養病床及び一般病床の推計入院患者の流入患者割合・流出患者割合 (2次医療圏の検討に用いたデータ)
- ・病院の療養病床及び一般病床の救急車により搬送された推計入院患者の流入患者割合・流出患者割合 合(救急医療圏検討の参考データ)
- ・病院の推計入院患者数の傷病大分類別流入患者割合・流出患者割合 (疾病ごとの医療圏検討の参考データ)

(詳細データ)

- ●表2: 病院の療養病床及び一般病床の推計入院患者数, 施設所在地(二次医療圏)×患者住所地(二次医療圏)別
- ※患者調査病院入院票は、抽出率7.5/10の層化無作為抽出調査であり、患者数は、0.1千人単位で表記する必要がある。 患者数1~49人は「0.0]千人、計算のない場合「一」千人
- ●表3: 病院の療養病床及び一般病床の推計入院患者の動向(患者住所地からの動向)
- ※表2をもとに患者住所地からみた動向(他医療圏への流出割合)を算出。尚、表2は0.1千人単位で表示されているが、 本計算は1人単位の数字をもとに割合を算出している。
- ※10%以上の流出先は黄色でラベル、20%以上の流出先は赤色でラベル → 主な流出先の把握に有用

【配布資料】病院の療養病床及び一般病床の推計入院患者の流入患者割合・流出患者割合

表1: 流入患者割合、流出患者割合 療養病床及び一般病床の流入患者割合・流出患者割合

三次医療	二次医療圏	$\Lambda\Box$	面積	病院	の推計入院	患者	病院の療者 排	編床及び- 針入院患		病院の療養 救急車に	を病床及び- より搬送され 院患者	一般病床のた推計入	Ⅱ 新	f生物	脳血管	区 循注
₩		(千人)	(km2)	患者住所 地患者数 (千人)	流入患者 割合(%)	流出患者 割合(%)	患者住所 地患者 (千人)	流入患者 割合(%)	流出患者 割合(%)	患者住所 地患者 (千人)	流入患者 割合(%)	流出患者 割合(%)	流入患者 割合(%)	流出患者 割合(%)	流入患者 割合(%)	流出題割合
	出典	n	2	3	(4)		ß			©					
(出典)																
①平成22年	F住民基本台帳人[コ・世帯数														
②国土地理	聖院技術資料「平成	21年全国都	β道府県市区	医时村别面积	養調 」											
③平成20年	F患者調査「下巻第	24表]病院(の推計入院	患者数(患者	皆住所地)											
④平成20年	F患者調査[下巻第	26表]病院	の推計入院	患者数の圏	内への流入	患者割合-	- 圏外への)	t出患者割	合							
⑤平成20年	F患者調査「医政局	指導課によ	る特別集計	病院の療剤	病床及び一	・般病床の	推計入院患	者数の圏内	一の流入患	者割合-图	別外への流!	出患者割合	×二次医療			
®平成20年	F患者調査「医政局	指導課によ	る特別集計	病院の療剤	病床及び一	一般病床の	対急車により	J搬送された	推計入院制	者数の圏	りへの流入	患者割合-	圏外への流	出患者割合	×二次医療	層別
の平成20年	F患者調査「医政局	指導課によ	る特別集計	病院の推論	入院患者	対の圏内への	の流入患者	割合 - 圏外	への流出側	者割合×二	次医療圏	×傷病大分	領別			
注: 推計	充入患者割合·推計	流出患者割	割合は、二次	医療圈内-	二次医療限	圏外が不詳(の者を推計	患者数から	除いて質出	た。						
(表章記号	の規約)		/													
計算のない											H20年	患者調査	医政局技	旨導課に よ	る特別集	計
2.44.5.0.0						!										

STEP 1

- ・二次医療圏の人口ならびに療養病床及び一般病床の推計流入患者割合、流出患者割合を確認し、二次医療圏の設定につき、検証を行う。
- ・その際、流入率、流出率をプロットし、20%を基準として、 分類すると、視覚的に分かりやすい



患者流入率(%)

【配布資料 】病院の療養病床及び一般病床の推計入院患者数、施設住所地 vs 患者住所地

表2: 病院の療養病床及び一般病床の推計入院患者数、施設住所地 vs 患者住所地別

			施設住所地	<u>t</u>
		A医療圏	B医療圏	C医療圏
患	A医療圏	20	30	0
患者住所	B医療圏	0	200	5
	C医療圏	0	18	82

患者数(0.1千人単位で表記)



患者住所地、施設住所地クロス表から推計入院 患者の動向(患者住所地からの動向)を算出

表3: 病院の療養病床及び一般病床の推計入院患者数の動向(患者住所地からの動向)

		施設住所地							
		A医療圏	B医療圏	C医療圏					
患	A医療圏	40%	60%	0%					
患者住所地	B医療圏	0%	98%	2%					
地	C医療圏	0%	18%	82%					

A医療圏の患者のうち60%の患者はB医療 圏に流出している。C医療圏の患者のうち 18%の患者はB医療圏に流出している

※10%以上の流出先は黄色でラベル 20%以上の流出先は赤色でラベル

流出割合(%表記)

A医療圏の患者のうちB医療圏へ流出した割合= B医療圏施設住所地の患者数 ×100 = 30 ×100 =60% A医療圏住所地の総患者数 20+30

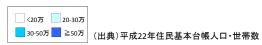
STEP 2

・流出割合が高い医療圏においては、主な流出先を確認 →面積、基幹病院までのアクセスなども考慮し、主な流出先の医療圏の一体化など、二次医療圏 の見直しを検討

(5) 都道府県別、二次医療圏の人口、流入出の現状

都道府県別、二次医療圏の現状

・二次医療圏人口を地図上で色分けし表示



・病院の療養病床及び一般病床の推計入院患者の流入 患者割合・流出患者割合を地図上で色分けし表示



(出典)平成20年患者調査(医政局指導課による特別集計)

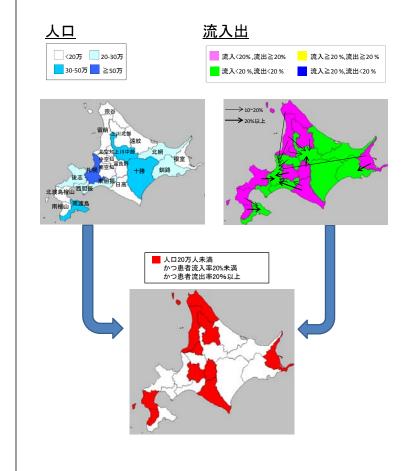
・人口20万人未満 かつ患者流入率20%未満 かつ患者流出率20%以上 の二次医療圏を赤でラベル

■ 人口20万人未満 かつ患者流入率20%未満 かつ患者流出率20%以上

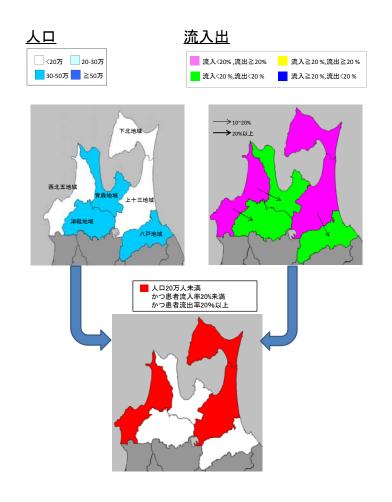
※離島12医療圏は除外している。 被災3県は参考

※二次医療圏の作図は、wellnessのホームページで公開されているソフトを用いた (http://www.wellness.co.jp/siteoperation/msd/)

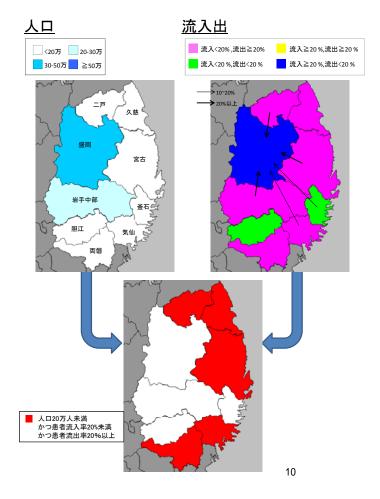
(北海道)



(青森県)



(岩手県)

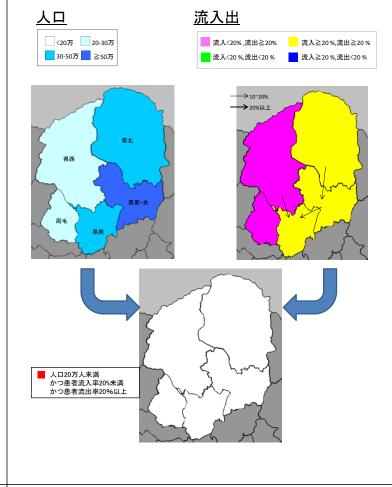


(宮城県) (秋田県) 人口 流入出 流入出 <u>人口</u> (20万 20-30万 20-30万 流入<20%,流出≧20% 流入<20%,流出≧20% 流入≥20%,流出≥20% 流入≧20%,流出≧20% 30-50万 ≧50万 30-50万 ≧50万 流入<20%,流出<20% 流入≧20%,流出<20% 流入<20 %,流出<20 % 流入≧20%,流出<20% 横手 ■ 人口20万人未満 かつ患者流入率20%未満 かつ患者流出率20%以上 湯沢·雄勝 人口20万人未満 かつ患者流入率20%未満 かつ患者流出率20%以上 (山形県) (福島県) 人口 流入出 人口 流入出 <20万 20-30万 (20万 20-30万 流入<20%,流出≧20% 流入≥20%,流出≥20% 流入<20%,流出≧20% 流入≧20%,流出≧20% 30-50万 ≧50万 30-50万 ≧50万 流入<20 %,流出<20 % 流入≧20%,流出<20% 流入<20 %,流出<20 % 流入≧20%,流出<20% ■ 人口20万人未満 かつ患者流入率20%未満 かつ患者流出率20%以上 ■ 人口20万人未満 かつ患者流入率20%未満 かつ患者流出率20%以上

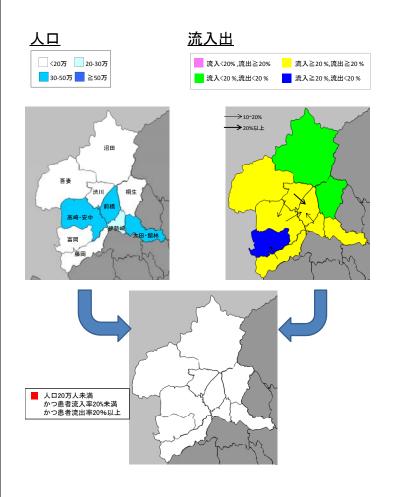
11

(茨城県) | (茨城県) | (茨城県) | (茨城県) | (茨城県) | (京入20%,演出≥20% | (京入20%,演出≥20% | 京入20%,演出≥20% | 京入20%,演出○20% | 京入20%,演出○20% | (京入20%,演出○20% | (京入20%,演出○20% | (京入20%,演出○20% | (г) |

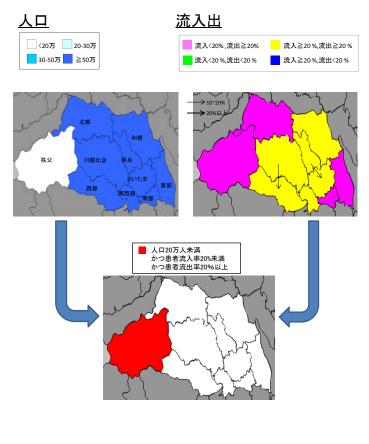
(栃木県)



(群馬県)

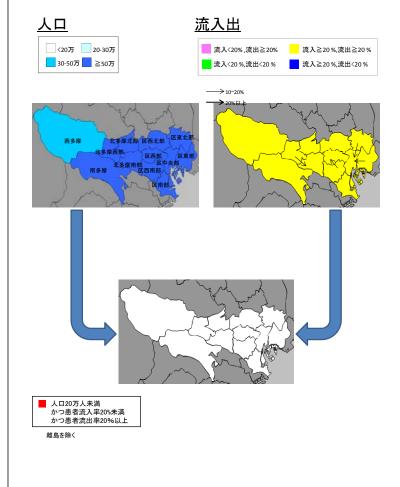


(埼玉県)

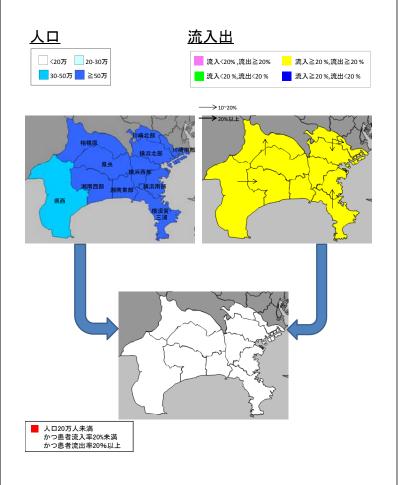


(千葉県) 流入出 <u>人口</u> 20-30万 流入<20%,流出≧20% 流入≧20%,流出≧20% 30-50万 ≧50万 流入<20 %,流出<20 % 流入≧20%,流出<20% ■ 人口20万人未満 かつ患者流入率20%未満 かつ患者流出率20%以上

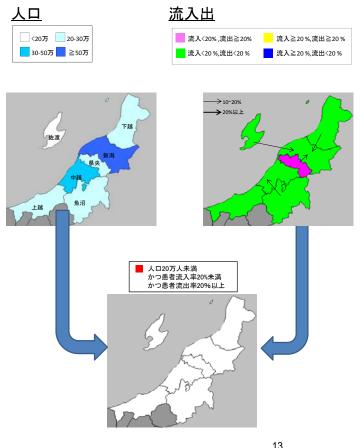
(東京都)

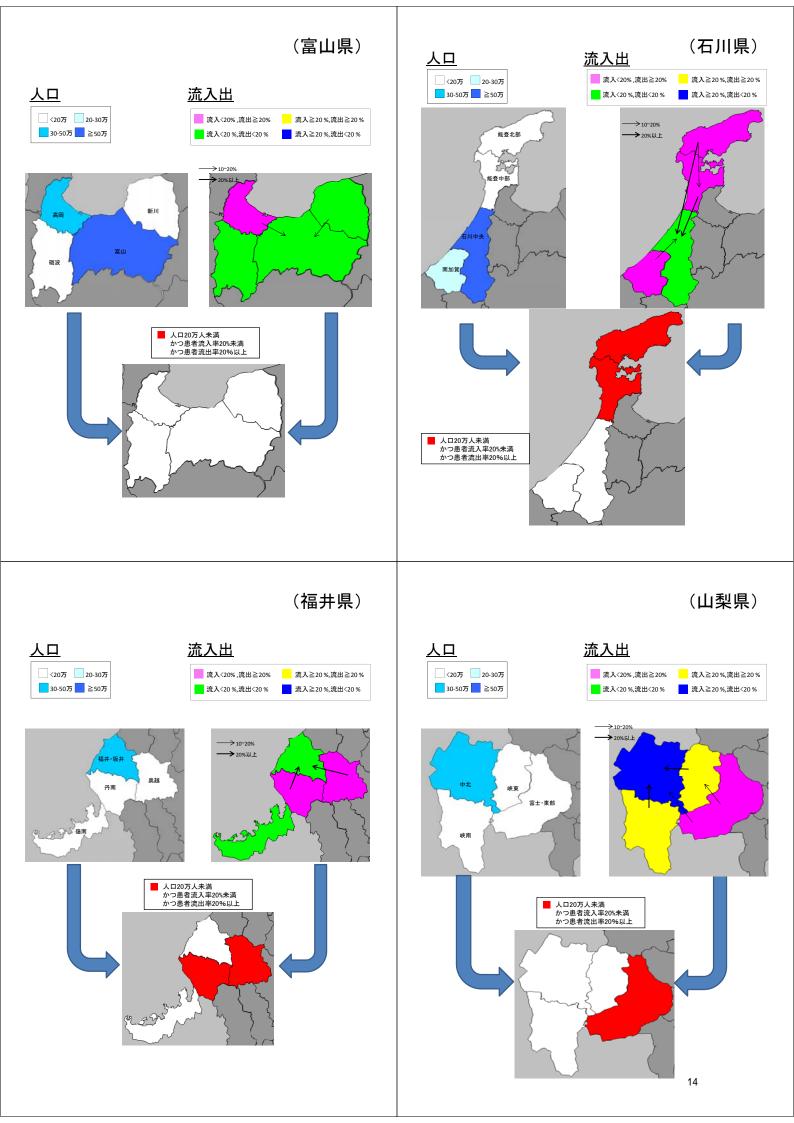


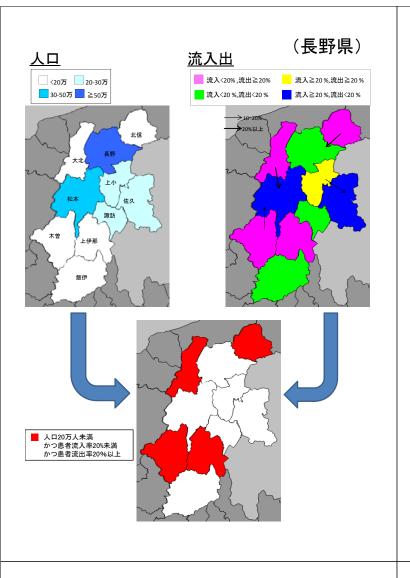




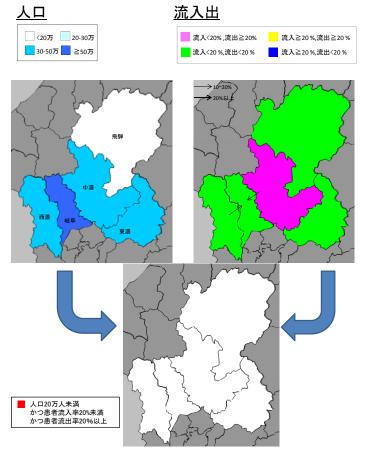
(新潟県)



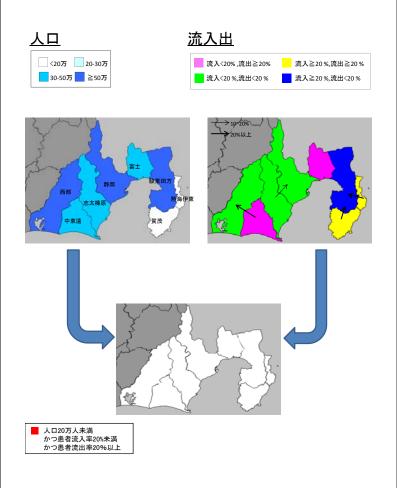




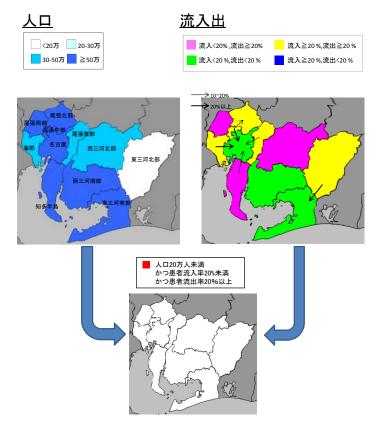
(岐阜県)

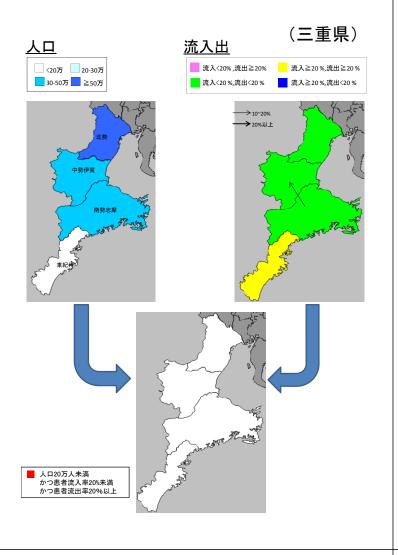


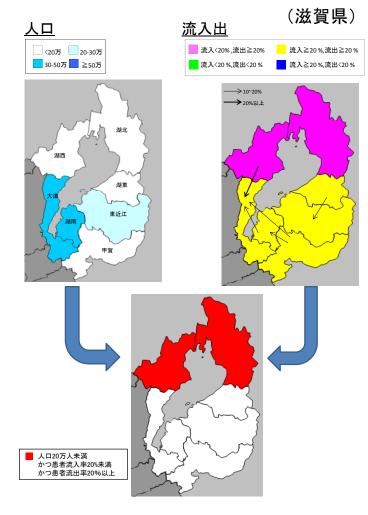
(静岡県)

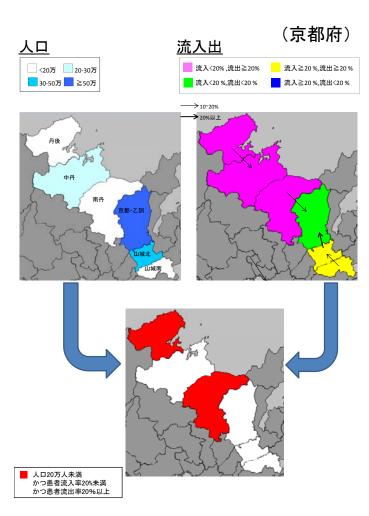


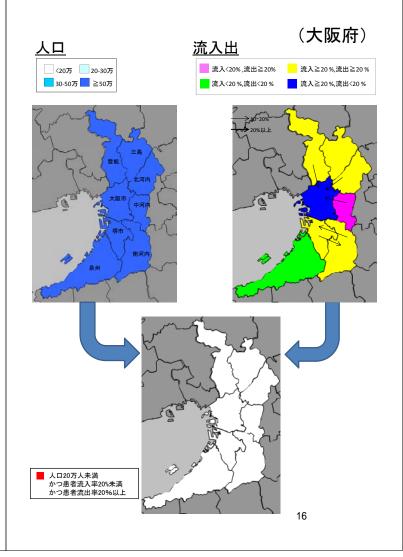
(愛知県)

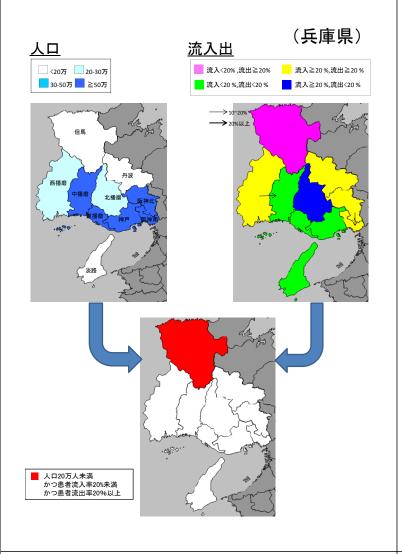


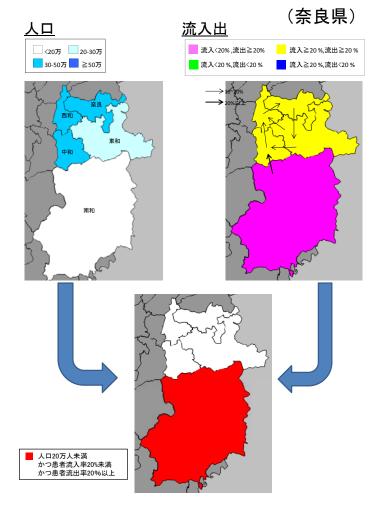


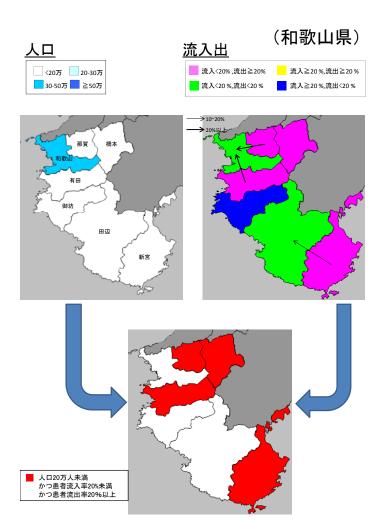


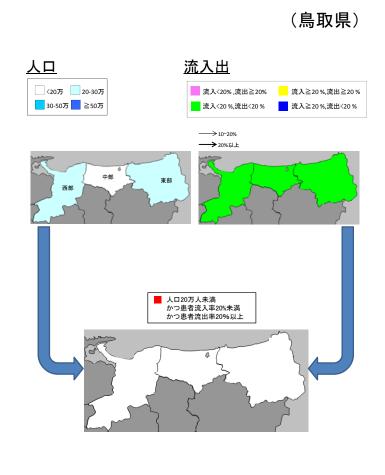


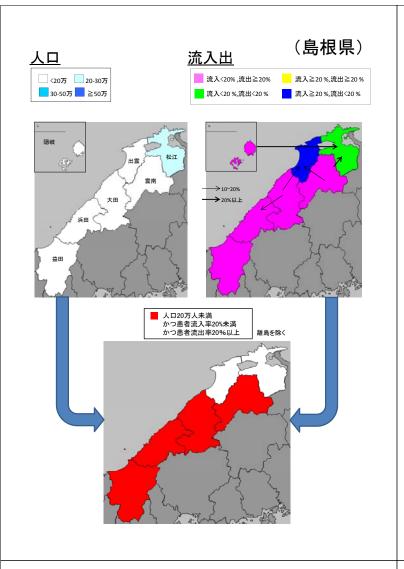


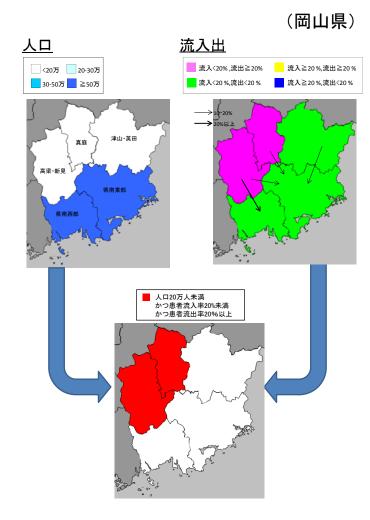


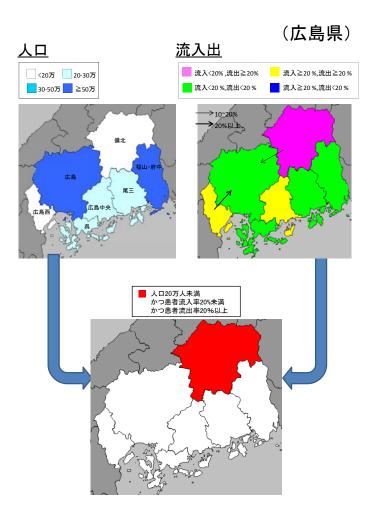


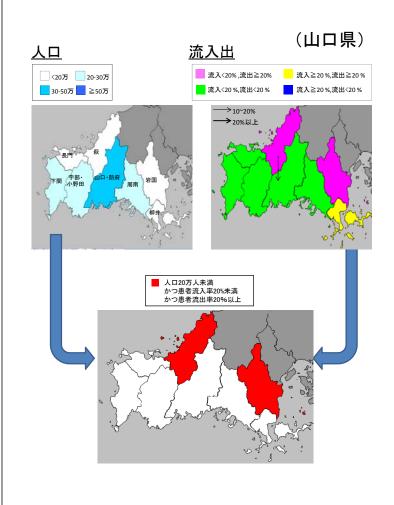


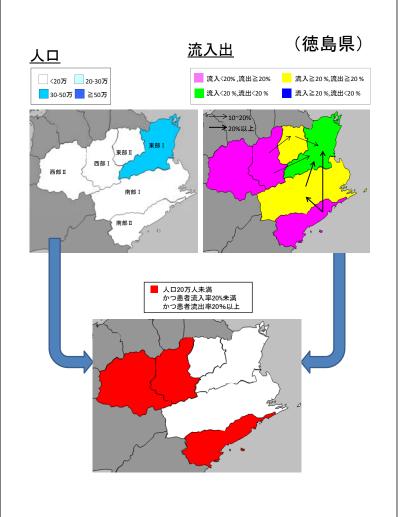


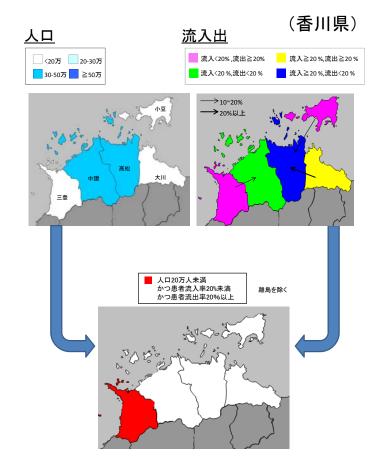


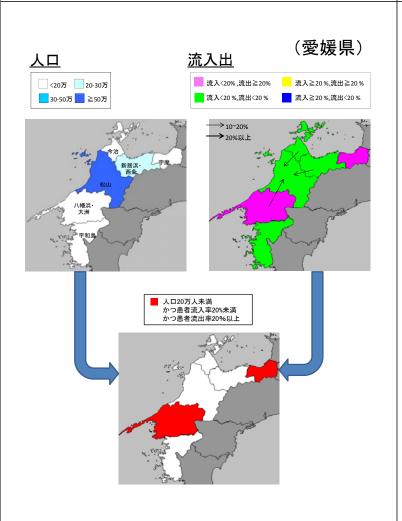


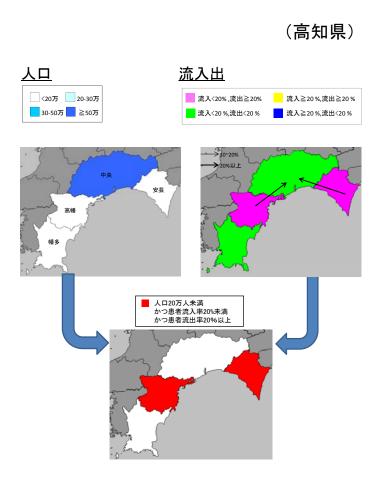






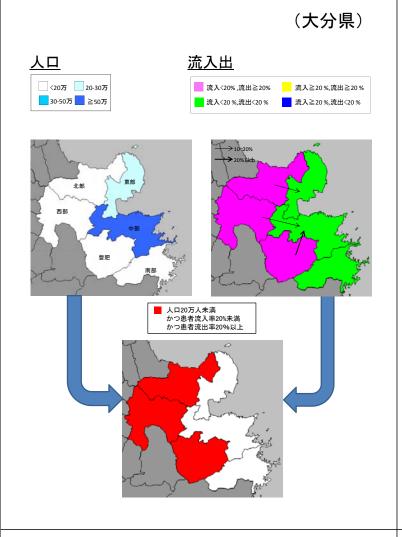


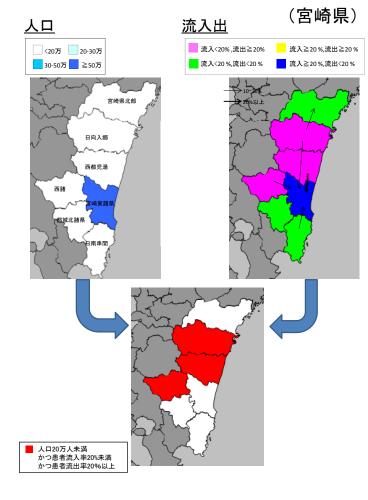


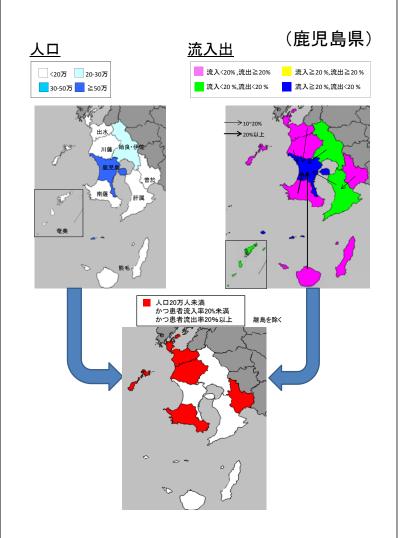


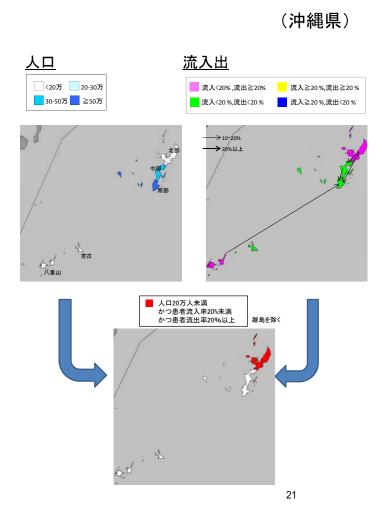
(福岡県) (佐賀県) 流入出 人口 流入出 <u>人口</u> (20万 20-30万 20-30万 流入<20%,流出≧20% 流入<20%,流出≥20% 流入≥20%,流出≥20% 流入≧20%,流出≧20% 30-50万 ≧50万 30-50万 ≧50万 流入≧20%,流出<20% 流入<20 %,流出<20 % 流入<20 %,流出<20 % 流入≧20%,流出<20% ■ 人口20万人未満 かつ患者流入率20%未満 かつ患者流出率20%以上 ■ 人口20万人未満 かつ患者流入率20%未満 かつ患者流出率20%以上 (長崎県) (熊本県) 人口 流入出 人口 流入出 <20万 20-30万 (20万 20-30万 流入<20%,流出≧20% 流入≧20%,流出≧20% 流入<20%,流出≧20% 流入≧20%,流出≧20% 30-50万 ≧50万 30-50万 ≧50万 流入<20 %,流出<20 % 流入≧20%,流出<20% 流入<20 %,流出<20 % 流入≧20%,流出<20% 人口20万人未満 かつ患者流入率20%未満 かつ患者流出率20%以上 ■ 人口20万人未満 かつ患者流入率20%未満 かつ患者流出率20%以上 離島を除く

20









2. PDCAサイクルについて

Point

- ・疾病又は事業ごとの医療体制構築の具体的手順
- ·課題抽出一数値目標一施策、進捗評価
- ・今回の医療計画作成指針の改正において、医療計画におけるPDCAをより効果的に機能させる構成に変更。
- ・指標例を参考に二次医療圏または疾病・事業ごとの医療圏ごとに現状を把握し、 各医療圏の課題を抽出。
- ・課題を解決するにあたっての数値目標、施策を計画する。課題と施策との関連性を明確にする。
- ・目標項目の数値の年次推移や施策の進捗状況の把握、評価を定期的に実施し (1年ごとの実施が望ましい)、必要に応じて施策の見直しを図ることが必要。

(1)疾病又は事業ごとの医療体制構築の具定的な手順について

疾病又は事業ごとの医療体制構築に係る指針について

例:急性心筋梗塞

平成24年3月●●日医政指発●●●

- 第1 急性心筋梗塞の現状
 - 1. 急性心筋梗塞の疫学
 - 2. 急性心筋梗塞の医療

第2 医療機関とその連携

- 1. 目指すべき方向
- 2. 各医療機能と連携

第3 構築の具体的な手順

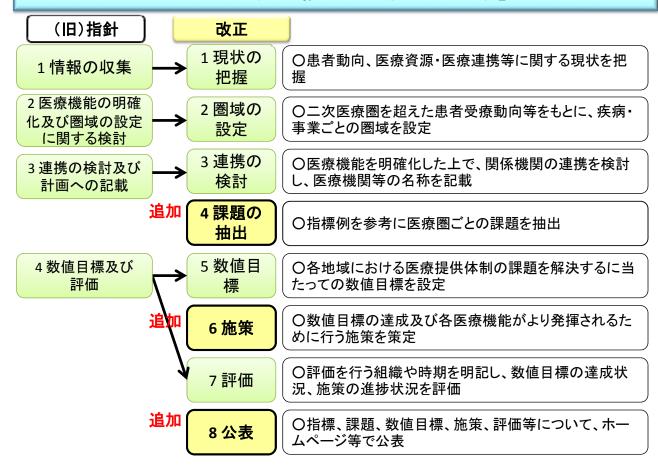
- 1. 情報の収集
- 2. 医療機能の明確化及び圏域の 設定に関する検討
- 3. 連携の検討及び計画への記載
- 4. 数値目標及び評価

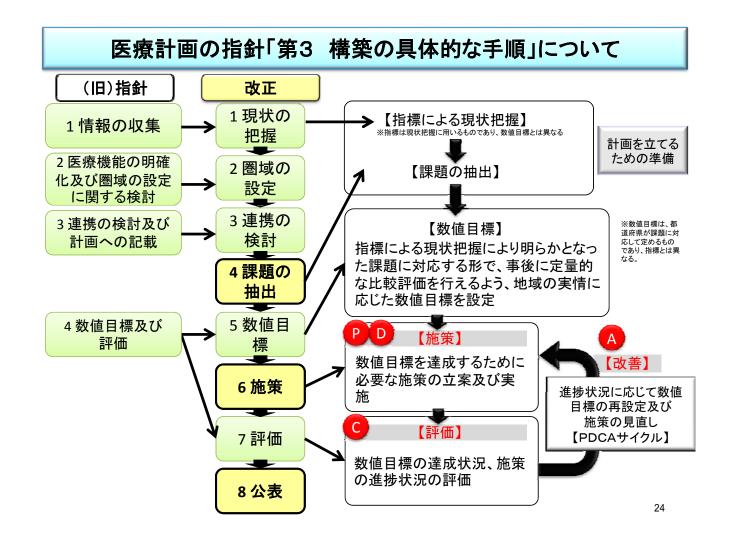
疾病・事業の現状として、疫学やどのような 医療が行われている のかを示している

疾病・事業の現状を 踏まえて、疾病・事業 の医療体制に求めら れる医療機能を示し ている

疾病・事業の現状、 医療体制に求められる医療機能を踏まえ、 都道府県が疾病・事業の医療体制を構築するための具体的 な手順を示している

医療計画の指針「第3 構築の具体的な手順」について





(2)課題の抽出—数値目標—施策、進捗評価について

課題の抽出一数値目標一施策の考え方について

医療機関数(S):8病院

(急性心筋梗塞急性期~回復期の例示)

急性心筋梗塞地域連携クリティカ ルパス導入医療圏数(P):全5医療

圏中2医療圏

急性心筋梗塞退院患者平均在院日数(O):30日 (全国平均13日)

現状の 把握

各種現状把握の指標を分析する。 その際、関連する指標について も検討する。

心臓リハビリテーションが実施可能な 医療圏数(S):全5医療圏

課題の 抽出

把握した指標をもとに課題を抽出



する。



数值目標

課題を解決するにあたっての数 値目標、目標達成に要する期間 を設定する。



施策

課題を解決するにあたっての施 策を計画する。

平均在院日数には種々の要因が関連しているため、

平均在院日数の短縮を目標とする場合、関連する指標の改善が必要。

心臓リハビリテーションの実施可能医療機関数を増やすことも望まれるが、

全医療圏でリハビリテーションが可能な状況であり、

急性心筋梗塞地域連携クリティカルパス未導入の医療圏にパスを導入することが優 先度の高い課題と判断。

急性心筋梗塞地域連携クリティカルパス導入医療圏数 5全医療圏 (3年以内)

地域連携クリティカルパスモデル事業を実施、地域医療関係者による合同カンファレ ンスを実施

急性心筋梗塞地域連携クリティカルパスモデル事業 平成24年度 A医療圏において 〇〇病院に委託 平成25年度 ***

医療計画の進捗評価のイメージ

〇抽出された課題をもとに目標項目・数値目標を設定し、施策・事業を策定(plan)・実施(do)、評価(check)、改善(act)

Ī		口標法		目標達			1年後			2年後					
	目標項目	現状値	数値目標	ロ保廷 成まで の時期	実施する施策	評価体制	数值	施策・事業の達成状況	今後の 取組方 針	数值	施策・事 業の達成 状況		施策・事 業の達 成状況	取組方	
	急性心筋梗塞地域連携ク リティカルパス導入医療圏 数	2医療圏	5医療圏 (全医療 圏)	3年後	地域連携クリ ティカルパスモ デル事業	医療審議会	3医 療圏	「「「「「「「「」」 「「」 「「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「	現在の 事業を 継続						
Į															
ŀ															

- 〇一覧表にすることで、課題と施策·事業との関連性、計画の進捗状況等の評価結果について、患者や住民に分かりやすい形で情報提供ができる。
- 〇目標項目の数値の年次推移や施策の進捗状況の把握、評価について、都道府県 医療審議会等により定期的に実施し(1年ごとの実施が望ましい。)、必要に応じて施 策の見直しを図ることが必要。

3. 統計法33条にもとづく調査票情報提供の申請について

Point

・患者調査、医療施設調査の調査票情報を用いた分析 (個票解析)を行うには、統計法33条にもとづく調査票情報提供の申請が必要。

・患者調査の調査票情報提供の申請に際して、当該県の施設住所地、患者住所地情報の両者を入手するには、

申請書の4の(3)地域に

●●県(施設所在地又は患者住所地が●●県のもの) と記載する。

患者調査及び医療施設調査の調査票情報の提供について

都道府県において医療計画の作成ために、平成20年患者調査及び医療施設調査の調査票情報を使用する場合は、統計法第33条の手続きにより、統計情報部に調査票情報の提供の申し出が必要になります。

申し出には、専用の申請書類や作成する集計表の様式などを提出する必要がありますので、詳しくは下記担当者まで問い合わせください。

お問い合わせ先(事前相談対応窓口) 大臣官房統計情報部企画課審査解析室 電話 03-5253-1111(代表) 内線 (7383), (7384)

e-mail mokutekigai@mhlw.go.jp

受付時間 9:30~12:00

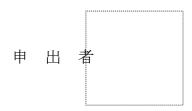
13:00~18:15

(土・日・祝日・年末年始を除く)

文 書 番 号

平成〇年〇月〇日

厚生労働大臣殿



患者調査に係る調査票情報の提供について (申出)

標記について、統計法(平成 19 年法律第 53 号) 第 33 条の規定に基づき、 別紙のとおり調査票情報の提供の申出を行います。

(別紙)

1 統計調査の名称

患者調査(基幹統計「患者統計」を作成するための調査) 医療施設静態調査(基幹統計「医療施設統計」を作成するための調査)

2 調査票情報の利用目的

二次医療圏毎の病院の流入・流出状況の詳細を把握し、「〇〇県保健医療計画」の評価及び次期改訂検討のための基礎資料とする。

3 調査票情報の利用者の範囲

○○県○○部○○課 主任:氏名

4 利用する調査票情報の名称及び範囲

(1)名称 ①患者調査(病院入院(奇数)票)(転写CD-R分)

②医療施設静態調査 (病院票) (転写CD-R分)

(2)年次 ①及び②平成20年

(3)地域 ①及び②○○県(施設所在地又は患者住所地が○○県のもの)

(4) 属性的範囲 なし

5 利用する調査事項及び利用方法

<調査事項>

①患者調査 (病院入院 (奇数) 票)

医療施設整理番号※、患者の住所(県番号、医療圏番号)、病床の種類、拡大乗数*

②医療施設静態調査 (病院票)

医療施設整理番号※、二次医療圏

*は厚生労働省で二次的に作成

※マッチングする際に使用

<利用方法>別添集計表を作成する。

6 利用期間 承諾日から1年

7 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法

<利用場所:保管管理責任者>○○県○○部○○課内:○○課長

<利用する環境、保管場所及び管理方法>

施錠可能な場所に限定して利用し、利用場所からの持ち出しを一切禁止する。また、 上記3の者が立ち入る職員をチェックする。

調査票情報及び中間生成物を利用する時はワイヤー等で施錠されているコンピューターを外部ネットワークと物理的に接続していない状態で利用し、ID・パスワード認証、スクリーンロック、アンチウィルスソフト(具体名〇〇〇〇)の導入、最新のセキュリティパッチの適用等のセキュリティホール対策を導入している。

調査票情報及び中間生成物は全て外付けでセキュリティチェック済の USB メモリーに格納し、サーバー及びコンピューター内の記憶装置には情報を蓄積しない。また、これらを利用しない時は〇〇〇〇課内にある施錠可能な保管庫に施錠の上保管する。

8 結果の公表方法及び公表時期

平成25年3月に〇〇県保健医療計画として公表。なお、公表にあたっては、個人や事業所の特定が可能となるような属性については秘匿措置を講じ、拡大乗数を使用した、千人単位での推計値を公表する。さらに、厚生労働省の患者調査及び医療施設静態調査の調査票情報を利用した旨を明記する。

9 転写した調査票情報の利用後の処置

調査票情報並びに中間生成物については当該目的以外に利用しないこととし、利用終了後直ちに、紙媒体および転写 CD-R は裁断または焼却、USB メモリからは消去する。

10 著作権

この申出に基づく調査票情報を利用して作成した集計結果について、上記3の利用者は、

著作権を主張しない。

11 転写した調査票情報の仕様

ファイル形式: テキスト形式

文字コード: S J I S 不要項目の処理: ブランク

12 事務担当者

○○県○○部○○課 ○○○○

 $\overline{\top}$ TEL:

E-mail:

(例)結果表

病院の推計入院患者数(施設所在地), 病床の種別・二次医療圏内一圏外(県内一県外)×二次医療圏別 第〇表

		県外						
	二次医療圏外	県内						
〇〇〇病床	' '	総数						
)	二次医療圏内							
	総数							
	-	県外						
	二次医療圏外	県内						
〇〇〇病床	' '	総数						
	二次医療	圏内						
	4** < 7/7	示さま入						
			医療圏名	$\nabla\nabla\nabla$	× × ×			

統計法第33条に基づく調査票情報の利用に係る誓約書

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

申出者 所属及び職名 氏名 印

《利用目的》によって<u>《統計調査名》の調査票情報</u>を利用するに当たり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

所属	職名	氏名	
			印
			印
			印

記

- 1 提供された調査票情報を申出書に記載した目的以外に利用しないこと。また、利用者に記載した者以外の第三者に転写、貸与及び提供しないこと。
- 2 提供された調査票情報は、他に漏れないよう厳重に管理すること。
- 3 調査票情報は申出書に記載した範囲で適正に管理を行うこと。
- 4 調査票情報の利用状況について、必要に応じて監査を受けること。
- 5 事故又は災害発生時は報告を行うこと。
- 6 利用期限終了後は、集計等に用いた調査票情報及び中間生成物のすべてを速やかに廃棄又は返却し、その措置について報告すること。
- 7 調査票情報を利用して作成した集計結果について、著作権を主張しないこと。
- 8 誓約に違反した場合は、契約を解除し、調査票情報を速やかに返却するなど、厚生労働大臣の指示に従うこと。
- 9 その他必要事項については、誠意誠実をもって対応すること。